

## 議案第1号

### 木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第205号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

#### 提案理由

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）」が令和7年4月1日から施行され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第205号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
階級	勤務年数		階級	勤務年数	
	(略)	30年以上 <u>35年未満</u>		(略)	30年以上
団長	(略)	<u>1, 079, 000</u>	団長	(略)	
副団長	(略)	<u>1, 009, 000</u>	副団長	(略)	
分団長	(略)	<u>949, 000</u>	分団長	(略)	
副分団長	(略)	<u>909, 000</u>	副分団長	(略)	
部長及び班長	(略)	<u>834, 000</u>	部長及び班長	(略)	
団員	(略)	<u>789, 000</u>	団員	(略)	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第1号 木津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
担 当 課	市長直轄組織 危機管理課 消防防災係
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに、「35年以上」の区分を追加するための「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和6年政令第394号)が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。
提案に至るまでの経緯	令和6年12月27日に「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された。 (施行日は令和7年4月1日)
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
市総合計画の位置付け	基本方針 5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり
	政策分野 11 防災・減災
	施策 ② 地域防災 ア. 危機管理体制の強化
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)
将来にわたる効果及び 経費の状況	新たに「35年以上」の区分を追加することでシニア層の活躍が推進されます。 消防団員退職報償金の支給に要する経費については、消防団員等公務災害補償等共済基金と締結した消防団員退職報償金支給責任共済契約により基金宛に請求し、退職報償金の支給に要する経費の支払いを受けます。